

◎議 事 日 程 (第 5 号)

平成18年 3 月23日 (木曜日) 午前10時00分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 選挙第 1 号 海部地区環境事務組合議会議員選挙について
- 日程第 3 議案第 1 号 愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 愛西市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 愛西市地域づくり振興基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 愛西市障害者自立支援条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8 号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9 号 愛西市社会福祉会館設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 愛西市戦傷病者医療費支給条例の廃止について
- 日程第22 議案第20号 愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第21号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第24 議案第25号 海部地区休日診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

- 日程第25 議案第26号 海部地区広域行政圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地区広域行政圏協議会規約の変更について
- 日程第26 議案第27号 海部地方教育事務協議会を設置する市町村の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第27 議案第28号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第28 議案第29号 平成17年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第30号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第31号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第32号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第33号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第34号 平成18年度愛西市一般会計予算について
- 日程第34 議案第35号 平成18年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第35 議案第36号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第37号 平成18年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第37 議案第38号 平成18年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第39号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第39 議案第40号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第41号 平成18年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第41 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第42 請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について
- 日程第43 陳情第2号 医師・看護職員確保対策の充実についての陳情について
- 日程第44 陳情第3号 精神障害者の医療費助成制度の改善と、愛知県に「精神障害者の医療費助成を求める意見書」の採択を求める陳情について
- 日程第45 陳情第4号 国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書の採択を求める陳情について
- 日程第46 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員選挙について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第46までの各事件

追加日程第1 意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等

に関する法律」の改正を求める意見書について

追加日程第2 委員会付託の省略について

追加日程第3 意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について

◎出席議員（54名）

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	翠川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君
13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博翠君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
22番	後藤和巳君	23番	翠川靖雄君
24番	堀田清君	25番	中島義雄君
26番	桜井敏彦君	27番	佐藤克典君
28番	佐藤肇君	29番	加藤和之君
30番	黒田勝一君	32番	古江寛昭君
33番	祖父江ゞ君	34番	飯田正之君
35番	後藤芳徳君	36番	大島功君
37番	大宮翠満君	38番	永井千年君
39番	黒田国昭君	40番	大鹿一夫君
41番	中村文子君	42番	伊藤典之君
43番	大河内克見君	44番	加藤敏彦君
45番	加賀博君	46番	宮本和子君
47番	林輝光君	48番	横井滋一君
49番	石崎たか子君	50番	伊藤米郁君
52番	渡辺治雄君	53番	佐藤勇君
54番	太田芳郎君	55番	加藤正利君
57番	金森懿市君	58番	柴田義継君

◎欠 席 議 員（3名）

21番 井 桁 憲 雄 君
51番 堀 田 幸比古 君

31番 大河内 通 彦 君

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
秘 書 室 長	佐 藤 信 男 君	総 務 部 長	中 野 正 三 君
企 画 部 長	石 原 光 君	教 育 部 長	八 木 富 夫 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君
市 民 生 活 ・			
保 健 部 長	藤 松 岳 文 君	福 祉 部 長	水 谷 正 君
		佐 屋	
消 防 長	古 川 一 己 君	総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君
佐 織			
総 合 支 所 長	山 崎 敏 次 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開議

○議長（横井滋一君）

本定例会も、本日最終日を迎えました。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、御案内の定刻になりました。

21番の井桁憲雄議員、31番の大河内通彦議員、51番の堀田幸比古議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。委員長、よろしくお願ひいたします。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、午前9時より、追加議案として選挙第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議を願うということに決定をいたしました。以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（横井滋一君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案等につきましては、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果についてを御報告願ひます。

まず最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（伊藤米郁君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は3月16日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第1号につきましては、賛成討論として、電子申請等の利便性を図っていくという点では非常に評価できるものがありますが、一方では住基カード等を使う、あるいはカードリーダー等がないと利用できないというところは非常に不十分な点もあると思います。そうした点を今後ぜひとも別の方法で検討されるよう要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第2号につきましては、反対討論として、この国民保護協議会条例に関しましては、日本がある意味戦争に巻き込まれていく中でのさまざまな動員体制にも整合性を持たせていくという計画になってくることは明らかです。自然災害と人的災害は明確に区別すべきです。やはり基本的には災害防災計画を強化していくことが本来だというふうに考えまして、この議案に

反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第3号につきましても、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第4号につきましては、第4条の中での有価証券と書いてある部分を国債という名詞に固定できないかという質問に対して、この文言については一般的な基金条例の統一的な表現をしているものであるという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第6号につきましては、今後のスケジュールについては、4月に入ってから指定管理者の選定に着手するとのことでした。また、賛成討論として、管理委託者の負担にならないよう、十分その状況を把握され、意見を聞きながら委託をされていくよう要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第7号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第8号につきましては、勤勉手当を有効に使用し、職員の士気を高めるようなことを要望しますという御意見がありました。また、反対討論として、今回のこの給与条例は、単に自治体職員の賃金引き下げにとどまらず、公務・民間の賃金格差への悪循環を引き起こして地域経済の再生に努力する地域産業に重大な影響を与えるものであります。よって、この議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第21号、議案第26号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第28号につきましては、ふるさとづくり事業推進費の減額補正の理由は、平成17年度各地区それぞれ申請をいただいた結果、約1,700万円の予算で事業が完了できる見込みが立ったので減額をしたとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第34号に入る前に、理事者側より、蛭育成環境整備工事について、平成13年度より現在までの経過の詳細な報告がありましたことをお伝えいたします。

合併して、町内名だけでは場所がよくわからないという意見が多いので、市勢要覧などによくわかるように示してほしいがどうかという質問に対し、市勢要覧にかかわらず、何らかの形で示していきたいという答弁でした。

ホテルワールドの閉鎖の理由についての質問に対しては、借地であったため、地権者からの土地の返還の申し出があったとのことでした。

また、ふるさとづくり事業推進助成金について、補助率の見直しはできないかという質問に対しましては、現在のところ見直しは考えていないとのことでした。

また、AEDの設置施設は4庁舎と親水公園総合体育館、立田体育館、佐織体育館、湯の花の里の8施設に設置するとのことでした。今後の予定は、6中学校と佐屋、佐織の公民館に設置する予定とのことでした。

議案第34号の反対討論として、帰宅者の支援マップや各自主防災会への防災倉庫の設置など、安全に対する手厚い予算になっているところは評価できるが、国民保護協議会関係では市民の皆さんを軍事優先の政策の中へ巻き込むようなもの、また職員給与においても今回の給与

改定は問題があるという点など、今回の支出に関しては大きな問題があるので反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、この予算において、議会費 7,900万円、総務費 1億 3,100万円、消防費 5,490万円、おのおの減額され、努力の跡を認めます。安全・安心して生活できるまちをつくる上では、徒歩帰宅支援マップの作成、防災行政無線整備工事、AED除細動器設置、そして健全な行財政基盤のもと、住民ニーズにこたえる上では、男女共同参画プランの策定、総合計画の策定など、十分評価できるものと思います。また、産育成環境整備工事につきましては、過去より現在までの経過の説明を受け納得いたしました。ただし、事業執行に当たっては、十分協議を加えていただくことを希望して、この議案に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で当委員会に付託を受けました部分について、原案のとおり可決されました。

議案第35号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

請願第1号につきましては、賛成討論として、出資法の上限金利が引き上げられれば、各社とも現行の金利を引き上げることは目に見えており、利用者はより一層の高金利を負担することになる。その返済のため、借入先を増加せざるを得ず、多重債務者が激増するのは火を見るより明らかです。多重債務者が激増することにより、税金等の滞納、社会保険料等の未納から始まり、家庭の崩壊や自殺、犯罪等、社会や国家に影響を及ぼす重大な事態の増加が危惧されるので、この請願に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択されました。

なお、本日の本会議でこの請願が採択されましたら、意見書を提出する予定ですので、よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

#### ○議長（横井滋一君）

御苦労さまでした。

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（林 輝光君）

それでは、文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は3月17日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第5号につきましては、対象者に対して説明会を開催したらどうかという質問に対して、要請があれば職員が出向いて説明する準備があるとのことでした。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第9号につきましては、社会福祉会館にはどのような団体が入っていて、どこの団体が指定管理者になるのかという質問に対しまして、社会福祉協議会の支所とシルバー人材センターが入っています。また、指定管理者については、現在は決まっていますが、社会福祉協議

会になると想定しますが、今後協議に入る予定ですということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第10号、議案第11号につきましても、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第12号につきましては、反対討論として、愛知県がやめるから市もやめるのではなく、少子化が進む今だからこそ市単独の制度をつくってでも遺児手当の支給を続けるべきと考え、この議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第13号につきましては、在宅介護支援センターは現在市内に5カ所あり、1カ所は直営で、残りの4カ所は委託ということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第14号につきましては、反対討論として、障害者基本法では、身体・知的・精神障害が一本のものとして取り扱えるようになりましたが、精神がおくれているのが現状です。愛西市が引き続き2分の1助成を行うことに対しては、一定の評価はしたいと思います。しかし、精神障害を持った方は容易に働けず、利用する薬は高額で、厳しい生活をしているのが現状です。自治体の仕事として、住民負担をふやさないよう補てんをしていただくべきと考え、この議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第15号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第16号につきましては、反対討論として、介護保険料の値上げは高齢者にかなりの負担がかかります。激変緩和措置を採用するなど、市独自の減免制度を行うべきと考え、この議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第17号、議案第19号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第20号につきましては、両児童館の職員の体制について、現状の認識についての質問に対しましては、館長を初め皆さん知識や経験もあり、熱意を有する人たちであるので、従来の実績を加味して現状でよいと考えているとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第25号、議案第27号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第28号につきましては、社会福祉法人等による利用者負担減免事業補助金については、特養に入所してみえる方の特例措置ということで、申請が出ている施設につきましては、明範荘、名古屋市の希望の家、三重県のうぬめの里の3カ所です。第4段階の方が制度改正後の10月分の居住費と改正前の9月分の居住費に4,800円を加えまして、10月と9月の居住費を比較して、いずれか低い方の額から7万円を控除した額を助成するもので、上限については月3万円ということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。



議案第30号、議案第31号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第34号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、社会福祉協議会補助金が前年と比較して減額となっている理由は、事業委託をふやすことによって必然的に補助金が減額したものであるということでした。また、社会福祉協議会へ補助金及び委託料等については総額1億7,108万3,000円あるとのことでした。

社会教育講座については女性が中心かと思われるが、男性も参加できるようにしたらどうかという質問に対して、募集については一部の講座を除いて特に男性、女性と分けておらず、一般という形で募集しています。男性にも気楽に参加できるよう啓発したいという答弁でした。

反対討論として、学童保育の拡充とか母子通園施設、小・中学校の耐震補強工事やアスベスト除去工事など積極的な予算も組まれています。国民健康保険税医療費の一部負担金の減免や介護保険料や利用料の減免などがなく、新たに改正される介護保険料、そして自立支援法など新たな負担がふえてくるわけであるが、そうしたものの提案も非常に消極的であるので、この議案については反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、厳しい財政状況の中、児童館建設や耐震補強工事、アスベスト除去工事など積極的に予算計上したことを認め、賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第36号、議案第37号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第38号につきましては、反対討論として、介護保険料と利用料の大幅な値下げは低所得者にとって過酷な負担となります。実際にサービスを利用している人でも、家族介護に大きく支えられているのが現状です。今やらなければならないのは、この介護保険制度をどう住民に周知させるのか、この制度をどう市民の立場で改善するのか、市独自の施策で取り組む必要がある。以上を申し上げて、この議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

陳情第2号、第3号、第4号につきましては、賛成少数で不採択となりました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（横井滋一君）

御苦労さまでした。

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

それでは最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（伊藤典之君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、3月20日午後1時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に

御審査いただいた結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第18号につきましては、指定管理者制度にしてどのようなメリットがあるかという質問に対して、この議案については地方自治法の改正により手続上とらなければならないものであって、必ずしも指定管理者に業務を行わせなければならないというものではないとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号につきましては、執行残で地域の要望にこたえることについては、今後の参考にさせていただくということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第32号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号につきましては、水道施設の補償額というのは、執行されない場合であっても計上しなければならないと聞いたことがあるがという質問に対して、当初は最大の予測のもとに、すべて支障になってもいいような方向で予算計上しているとの答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第34号のうち、当委員会に付託を受けました部分については、労働団体への補助金について、他の労働団体があつた場合、要望があれば補助金を計上するのかという質問に対して、近隣市の方が労働者の福祉向上を図るべく、こういった趣旨に賛同願えないかという呼びかけに対して、本市についても労働者の福祉向上を図るためという考えで、近隣市に同調したものの答弁でした。

農産物品評会とか農産物フェアなどの関係については、今度どのように実施していくのかという質問に対して、今後、農畜産振興会が実施母体となり、愛西市として一本化の方向で行うことになりましたが、事業の詳細については会の中で詰めていくとのことでした。

反対討論として、公共下水道事業のあり方については、大型開発、大型事業のみの公共下水道だけではなく、合併浄化槽、コミュニティプラントなど積極的に取り入れて、下水道を早く整備し、事業費を抑えていくという考え方を持っているので、この議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第39号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第40号につきましては、今後の問題として、下水道料金をどのように設定されていくのかという質問に対して、加入者分担金については面積割でお願いしたい。利用料金については、供用開始までに議会にお諮りして決定していきたいとのことでした。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第41号につきましては、賛成討論として、平成18年度もこれまでの住民サービスを維持するため努力され、水道料金を据え置くことになりました。今後は地下水の利用を積極的に図って値下げの条件をつくり、料金問題を検討していただくことを要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

御苦労さまでした。

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・選挙第1号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、海部地区環境事務組合議会議員選挙について御説明いたします。

海部津島環境事務組合議会議員には、現在、石崎たか子議員、加藤敏彦議員、大宮翠満議員、古江寛昭議員、佐藤克典議員、翠川靖雄議員、平野博翠議員、鬼頭勝治議員に御活躍をいただいておりますが、任期満了は平成18年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものでございます。

なお、組合規約の変更に伴いまして、定数は2名になりました。

なお、任期は2年でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第3・議案第1号（討論・採決）

### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・議案第1号：愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

### ○3番（鏑川三津子君）

反対の立場で討論させていただきます。

私は、すべてのオンラインサービスを否定するものではなく、さまざまな利便性の可能性があり、推進は必要であるという立場です。しかし、何事も利便性の陰には危険ありで、この条例は個人認証として住基ネットの利用が前提にあると考えます。本条例では、署名等をするものとしておられるものについては、規則で定めるものをもって当該署名等にかえることができるとなっており、公的認証として住基ネットが介在することは否定できないと考えます。このような条例のもとで、どこまで電子申請システムを使うのか、限度が見えません。

私は、住基ネットシステムは、市民一人ひとりに11けたの番号をつけて個人情報管理する制度であり、管理されることへの不安を抱かせ、情報漏れでのみずからのプライバシー侵害の危険性のあるものと考えます。

私は、住基ネットシステムの利用の電子申請システムに問題があるという立場で、本議案を反対いたします。

○議長（横井滋一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、1号議案：愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

インターネット等を利用した各種申請手続は、仕事で市役所に直接手続しに行けない場合など、市民や事業者の利便性を高める点では必要なものであると思います。しかし、現在運用されているシステムは、住民基本台帳ネットワークを介在させている点では、当然情報の漏えいの問題や、あるいは個人情報の取り扱いについて大きな問題があるのも事実です。また、住基カードを使用することについても、十分に取り扱いを注意していかなければなりません。さらに、専用の読み取り機が必要なことなど、利便性についてはもっともっと考えていかなければならない点であると思います。こうした、特に住基カードを使うことについての改善は求めていく必要があると思います。

また、市としては、今後インターネットなどを利用する場合、特にホームページ等ではさまざまな申請書をダウンロードするなど、まず基本的なそうした利便性を図っていく、これをしっかりと充実していったほしいということも要望いたしまして、賛成をいたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第2号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・議案第2号：愛西市国民保護協議会条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、通告に従い、反対討論の発言を許します。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、議案第2号：愛西市国民保護協議会条例の制定について、反対討論を行います。

この国民保護協議会条例については、2004年6月に成立いたしました国民保護法に基づいて条例化をされるものであります。国民保護法制については、言うまでもなく自治体や民間企業、あるいは国民の皆さんを強制的に戦争に動員する、そういう仕組みをつくっていく法律であります。

そもそも海外からの武力攻撃、またそれが予想される場合に、国や自治体、指定公共機関の役割を具体的に規定し、国民の皆さんが安全に避難する方法などを定めたものというふうを受けとめられておりますが、しかし実際の内容は、日常の中で国民を管理する仕組み、あるいは日常的な訓練を通じて国民に広く教育していく、そうしたものが中身となっております。

しかし、現在のところ、日本を取り巻く状況を考えてみても、我が国に対する基本的な侵略事態の生起の可能性は低下していると、そもそも防衛改革の大綱でもうたっております。そうした中で、こうした国民の動員体制を整備していくことには大きな問題があると言わざるを得ません。

この国民保護基本計画の自治体の運用上の問題の中でも、例えばこうした事態が起こったときに全市民を避難させるということは、計画上も極めて空想的であります。また、現実には戦争が起こった場合、日本の中でそうしたことが起こった場合には、自衛隊や米軍が優先されることは当然であり、軍事作戦等はほとんど自治体には知らされないというのが現実であります。その点でも、この避難計画というものは現実的にあり得ないということになります。

また、こうした国民保護計画で想定した訓練は、いたずらに住民の皆さんに不安や、あるいは近隣諸国への不信をあおっていく、逆に近隣周辺諸国からは疑心暗鬼を招く、そうした性質のものであります。さらには、訓練への参加についても、自主的とはいっても、不参加の場合の地域での非難や不利益、こうしたものを受けるといっても否定できません。

そもそも人的災害と自然災害は明確に区別されるものであります。自然災害については、減災という立場から、起こった場合にいかに対処するかということが基本になってまいります。人為的な災害については、特に戦争については外交上の努力や、あるいは社会状況などの改善によって十分に予防できるものであります。その点からも、しっかりと有事という場合の概念を明確にしていかなければなりません。

また、そもそもここで想定されております着・上陸や空襲といった本格的な侵攻の可能性がないということは、先ほども申し上げましたが、突然のテロなどでは自治体は自然災害と同じように住民救助を行えばよいわけであって、むしろ防災計画を充実させていくという立場が非常に大事というふうになってきます。

国民保護計画を策定しなくても、罰則もあるわけではなく、むしろ東京国立市のように積極的に平和を求めていく方が非常に大事だというふうにも考えます。

今、有事体制が整備されていく中で、まさに日本が米軍と一体となってさまざまな海外への

派兵等が問題となっておりますが、今こそ憲法9条の立場に立った平和的な外交を国に求めるとともに、愛西市でも非核平和都市宣言を行いました。こうした平和の立場に立った対応こそが求められるべきだというふうに主張して反対をいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、3番・翠川三津子議員どうぞ。

○3番（鏑川三津子君）

反対の立場で討論させていただきます。

国民保護法では、四つの攻撃事態を想定していますが、その事態が起こり得ることが本当にあるかということの根拠が乏しいこと。また、この保護法がつくられるきっかけとなったイラク戦争においては、ブッシュ大統領が言うような戦争をせねばならない事態が本当にあったのか、大変疑問です。

内容においても、質疑の折に述べましたが、協力を要請されたときは必要な協力をするよう努めるものとするとして、一方では、強制にわたることがあってはならない、思想及び良心の自由及び表現の自由を冒すものであってはならないと、相矛盾したことが書かれています。

愛西市でも、災害に備え、市民の方々が協力して、まちづくりの一環として防災づくりが始まっています。その組織がそのまま有事のための組織づくりの意味をなしていることを、今議会の答弁から感じました。私は、天災の名をかたり、戦争への道を歩んでいると感じました。一人の母親として、そして原爆を経験した国民として、まずは今、政府が戦争の起きない政治をすべきと考え、この条例案には反対といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第3号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第3号：愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、第3号議案：愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、反対討論を行います。

そもそものこの対策本部の根拠となります国民保護計画についての問題点は、第2号議案のところでも述べました。

特に今回のこの対策本部の設置に関しては、政府も自然災害については地域で、そして有事については国が主導してやっていくというふうに述べています。そして、それに基づいてこうした国民対策本部及び緊急事態対策本部についても、地元はもし何かあった場合でも、国に対して伺いを立ててからでないと、こうした対策本部が設置できないという点でも、そうした緊急的な問題でも、現実的には大きな問題があるものです。むしろ災害対策本部をすぐに立ち上げ、それに基づいた市民の皆さんへの誘導をしっかりとやっていく方が現実的であります。そうした点もつけ加えて、反対をいたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第4号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第4号：愛西市地域づくり振興基金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

この議案については、質疑の中で、目的については文化祭や体育祭、防災訓練など伝統的なものに使うなどと説明をされましたけれども、具体的な事業は明確ではありません。その運用についても、答弁で、積み立てる額はまだ定まっていない。どのくらいかも想定できない。決算の状況を見て積み立てていくなどと大変あいまいであります。しかし、合併特例債の枠は28億4,000万円ありますけれども、必要なればむやみに積み立てないということを答弁の中で明確にされましたので、そのとおりに運用されることを強く希望して、賛成といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第5号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第5号：愛西市障害者自立支援条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、通告に従い、反対討論の発言を許します。

16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

私は、議案第5号：愛西市障害者自立支援条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

これまで障害者福祉サービスは、収入に応じた負担方式によって負担が低く抑えられていたことから、ホームヘルプや就労の場や日常活動の場を提供する通所施設は、95%の人が無料で利用できました。ところが、障害者自立支援法では、これら障害者が利用しているサービスや公費負担医療は障害者が利益を受けるものだとして、その利益に応じて負担をするという応益負担の考え方を導入し、原則1割の定率負担といたしました。利用者負担が高くなるにもかかわらず、法案審議の段階では明確な説明や答弁が行われず、障害者団体の反対運動は高まりました。このような運動を背景に、国会での共産党議員のたび重なる激しい追及の結果、当初よりさらに拡大された利用者負担の軽減策が設けられることになりましたけれども、負担額は一般住民税課税世帯で3万7,200円、低所得者2階層（市町村民税非課税世帯）で2万4,600円、低所得者1階層（市町村民税非課税世帯）で年収80万円以下で1万5,000円となりました。



た。利用者負担の上限額は、給付事業、装具や医療など統合したものでなく、重い障害ほど重い負担、施設作業などは工賃を超える利用料、公費医療についても負担増と、これまでの支援費制度と比べれば、利用者には大幅な負担増となります。

障害者の負担増総額は 700億円、逆に国庫負担の削減は 350億円になるそうであります。4月からの報酬単価の引き下げが 1.0から 1.3%下げられ、障害者施設の経営悪化や労働条件の切り下げ、利用者サービスの低下につながるおそれがあります。

10月から障害者程度区分判定、こういう制度が導入され、障害者区分に応じて国庫補助金が決められるため、市町村によっては財政難を理由に補助基準を超えるサービスを認めない可能性があります。現在、愛西市の居宅サービス利用者は 180人、施設サービス利用者は90人だそうですが、これらの方たちや関係施設の方たちが大きく影響を受けることになります。

先日の私の議案質疑で、この質疑に対し、制度にのっとり事業を進めてまいりたいと担当部長は言い切られましたが、私はこういう国の悪政に対し、市民の暮らしや福祉を守る防波堤になるのが自治体であり、本来の仕事だと考えます。

障害者の方と同居世帯にとって、経済的負担と精神的苦痛を増幅させる障害者自立支援法そのものに私は反対ですので、この条例の制定についても反対いたします。以上です。

#### ○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第6号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第6号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、第6号議案：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

本来、こうした施設は市が直轄し、直営で運営をしていくことが望ましいし、基本であると考えます。しかし、現状の中で、それぞれの地域でコミュニティ推進協議会をつくり、それぞれの推進地域のそうした方々によって運営をされているという状況をかんがみますと、その地域でのコミュニティーづくりをさらに発展させる方向でのこうした委託管理も必要な部分もあるというふうに考えます。ただ、これから管理委託をしていく場合には、そうした地域の方々の負担にならないように、またその地域の方々の要望に応じた改善も含めてしっかりと対応していただくことを要望いたしまして、賛成をいたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第7号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第9・議案第7号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第8号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第8号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、通告に従い、反対討論の発言を許します。

25番・中島義雄議員、どうぞ。

○25番（中島義雄君）

議案第8号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

昨年8月15日、人事院は官民較差を口実にマイナス勧告を行い、あわせて本年4月から給与の見直しを図るという公務員の抜本的改革を報告いたしました。

提案されている給与条例の一部改正は、人事院勧告をもとに、1. 俸給表を平均で4.8%引き下げる、2. 中・高年層の給与をさらに引き下げ、昇給のカーブのフラット化、3. 調整手当は、ことしに限って調整手当に変更、4. 能力・成果主義の賃金査定を導入することなど、公務員の賃金制度を50年ぶりに抜本的に見直す大改悪の内容になっています。これら給与条例は、民間でも破綻しつつある能力・成果主義の徹底を図ることにあります。この勤務成績に基づく処遇を口実に導入しようとする勤務制度は、チームワーク業務を遂行する公務員職場に弊害を来すだけでなく、憲法15条、全体の奉仕者としての公務員の使命を果たせなくなるものです。さらに、この給与構造の見直しによる給与条例は、単に自治体職員の賃金水準を引き下げることにとどまらず、公務・民間の賃金引き下げの悪循環を引き起こし、地域経済の再生に努力する地域産業と地域の経済に重大な影響を与えることとなります。

以上の理由を申し上げまして、議案第8号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について反対討論いたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第9号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第9号：愛西市社会福祉会館設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

[発言する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第10号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第11号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第11号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第12号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第12号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

私は、議案第12号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

数年前、児童扶養手当の所得制限が大幅に引き下げられ、全額受給で一月4万1,880円受け手いた人がほぼ半額の一部支給になり、一部支給を受けていた人は対象外になり、生活を大きく切り縮めなければなりません。現在の愛西市の遺児手当は、県の上乗せで一月2,500円支給していますが、愛知県が制度を変えて就業支援事業を行い自立を支援する、また遺児手当は経過5年で県が打ち切る。県が打ち切るから愛西市も打ち切る、こういうのでは納得でき

ません。対象家庭の実収入では、県の遺児手当は1人につき年間5万4,000円、これが4年目から半額の2万7,000円に減額され、5年で打ち切られます。現在、愛西市の遺児手当が1人年間3万円ですので、3年目まで8万4,000円、そして4年目、5年目で5万7,000円、5年を過ぎれば対象外となります。

本来の遺児手当では、18歳まで支給されてきました。長い間、この遺児手当は子育て中の母親たちに子供の教育を含む生活全般の支援に大きく貢献してきました。私は、少子化が進む今だからこそ、市単独の制度をつくってでも遺児手当の支給を続けるべきと考えます。

財源については、先日、一般質問の中で取り上げましたが、隣の津島市を初め、県内で10を超える市町村が実施している、資本金1億円以上の法人に対し法人市民税の超過課税を行ったり、老年者控除の廃止などで増収となる市民税分を回すなどの方法もあると考えます。

対象市民に不利益となる議案第12号について反対いたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

11時10分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第13号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

日程第15・議案第13号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

議案第13号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正についての賛成討論を行います。

佐屋老人福祉センターでの在宅介護支援センターは、家庭介護講習、介護者が抱える問題を話し合える介護の集い、転倒骨折予防教室、音楽療法士による講習など講習会を行い、佐屋じゅうの高齢者が月に400人以上集まる施設として有効的に在宅介護支援センターの役割を発揮してきました。専門職の保健師、社会福祉士が抜けることは、今までの住民サービスが低下することにつながります。そして、愛西市直営の在宅介護支援センターがなくなることにもなります。社会福祉協議会での専門職の配置を保障し、今まで以上の住民サービスが行われるようにしていただきたいと要望いたしまして、13号の賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第14号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第14号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

○16番（浜本七重君）

議案第14号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

合併時、愛西市の福祉サービスは高い方に合わせ、負担は低くということで、精神障害者の通院医療費は自己負担額の2分の1になり、精神手帳1から3級を持っている人は精神医療費受給証も出しているのに、全疾病個人負担なしで医療機関にかかれるようになりました。しか

し、障害者自立支援法の関係で自己負担が1割になることで110人の方に直接影響が出ます。18年度の予算はおおよそ900万円になるとのことですので、110人の方も900万円の負担増を強いられることとなります。障害者基本法では、身体・知的・精神障害が一本のものとして取り扱われるようになりましたが、精神がおくれているのが現状です。

現在、精神障害者の通院医療制度は市町村が単独で行っています。県の精神障害者制度として制度をつくるよう要求していく。そして、その制度で受給対象者の増額分を確保するよう、市としても努力をしていただきたいと思います。

愛西市が引き続き2分の1の助成を行うことに対しては、一定の評価はしたいと思います。しかし、精神障害を持った方は容易に働けず、服用する薬は高額で、厳しい生活を強いられているのが現状です。さきの議案討論でも発言しましたが、国や県の制度などの改悪については、自治体の仕事として住民負担をふやさないよう補てんをしていくべきと考え、この議案第14号について反対いたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はございますか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第17・議案第15号（討論・採決）**

**○議長（横井滋一君）**

次に、日程第17・議案第15号：愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕



賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第16号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第18・議案第16号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

議案第16号：愛西市介護保険条例の一部改正についての反対討論を行います。

介護保険は、サービスの利用がふえると保険料値上げに連動する仕組みになっており、今回の値上げの一番大きな理由となっています。今まで、国が50%の国庫負担をしていましたが、介護保険制度が始まって国の負担を減らして25%にしたことで、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上の第2号被保険者に50%の保険料を負担させ、3年ごとに介護保険料の見直しが行われ、今回の保険料の値上げとなります。平成17年度は旧4町村ごとの保険料で、保険料の改正で第4段階の基準額で、八開地区は2倍、立田地区は1.4倍、佐屋地区が1.3倍、佐織地区は1.2倍の保険料の値上げは、高齢者には生活を圧迫する値上げとなります。特に2倍の値上げとなる八開地区には、激変緩和措置を市独自で行うべきです。税制改正に伴って、保険料の段階が非課税から課税になったことが影響する高齢者は3,056人、24%もあり、激変緩和措置があるにしても2年間だけです。払いたくても払えない高齢者や滞納者が出てくるのではないのでしょうか。市の独自の減免制度を行うべきです。

今、医療制度の改正も行われ、医療費負担も大幅に値上げされようとしている中で、自治体が高齢者の暮らし、福祉を守らなければ、安心して老後を送ることができません。市としても、国にとりあえず国庫負担割合を30%に戻すよう求めるべきです。

以上申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第19・議案第17号（討論・採決）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・議案第17号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第18号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・議案第18号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第19号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第21・議案第19号：愛西市戦傷病者医療費支給条例の廃止についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第20号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第22・議案第20号：愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

私は、議案第20号：愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論を行います。

私は、子供にかかわることは、職員に身分保障があることや、職員同士の話し合いで遠慮なく子供のことを考え突っ込んだ話ができる、こういうことで、本来なら直営が望ましいと思います。しかし、両児童館は最初から社会福祉協議会に委託し、館長も工夫しながら精力的に頑張ってみえます。現在、嘱託で6時間勤務の方が責任者をしていますが、数々の行事をこなすには6時間以内での勤務時間では十分な責任管理は難しいと思いますので、正規の職員2名の配置の検討を指定管理者団体の社会福祉協議会に申し入れていくことを強く要求して、議案第20号に賛成いたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第21号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第23・議案第21号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第25号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第24・議案第25号：海部地区休日診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第26号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第25・議案第26号：海部地区広域行政圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地区広域行政圏協議会規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第27号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第26・議案第27号：海部地方教育事務協議会を設置する市町村の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第28号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第27・議案第28号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第29号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第28・議案第29号：平成17年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第30号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第29・議案第30号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第31号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第30・議案第31号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第32号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第31・議案第32号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~


◎日程第32・議案第33号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第32・議案第33号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第34号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第33・議案第34号：平成18年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

議案第34号：平成18年度愛西市一般会計予算につきまして、今小泉改革と呼ばれる小泉内閣の構造改革は、国民の中に社会的格差の拡大を進めております。2006年度（平成18年度）の予算は、さらにそれを進め、国民への負担押しつけ総仕上げの予算と言えるものです。

一つは、小泉内閣になってから既に実行された負担増、給付減が6兆7,400億円、二つ目に、既に決定されており、今後3年間に実行される負担増、給付減が3兆8,800億円、三つ目に、2006年度予算に盛り込まれた今後3年間の負担増、給付減が2兆9,600億円、この三つを合わせますと13兆5,800億円で、さらに高齢者の医療費2割負担や高齢者の医療保険制度の創設を加えますと、合計で14兆円を上回る負担となります。平均的なサラリーマン世帯では、年間約20万円の負担となります。本当に許せません。だからこそ、住民にとって一番身近な愛西市政、この市政がきめ細かく市民の暮らし・福祉・教育を守る施策を行っていくことがますます求められています。

18年度の一般会計予算は、評価すべき点としては自主防災会への防災倉庫の助成や、帰宅支援マップやAEDの公共施設への設置、耐震貯水槽の建設、児童・生徒の登下校時の安全対策支援など、防災・防犯への対応など評価いたしますし、学童保育の充実や母子通園施設、小学校の耐震補強工事、アスベストの除去工事など提案されておりますし、さらに勝幡駅前広場の開発事業など都市基盤の整備や、米価への助成、水道事業への補助金などが行われております。

しかし、職員給与の改定、所得控除の廃止や年金課税などに伴う住民税の増税、必要ない指定機関への委託料などは問題であります。

とりわけ、市民を戦争準備に巻き込んでいく国民保護計画の作成は絶対に許されません。さらに、住民の暮らしが大変になる中で、国民健康保険の医療費の減免や国民健康保険、また介護保険の税や利用料の減免、そして住民の強い要求である30人学級の実現や、医療費の小学校卒業までの無料化、さらに自立支援法による障害者への新たな負担に対しての市独自の支援策などは、まだまだ不十分と言わざるを得ません。また、行政改革と称して議会の発言権を狭めた環境事務組合の定数削減も許せません。そして、公共下水道事業においては、大型事業のみでの推進であります。

そして、こういう内容でありますので、市民サービス施設の充実面はありますが、認められない項目、また不十分な面も明確にありますので、反対をいたします。

#### ○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

33番・祖父江 〆議員、どうぞ。

#### ○33番（祖父江 堅君）

私は、議案第34号：平成18年度愛西市一般会計当初予算に対して、賛成の立場から意見を述べます。

平成18年度の予算額は、17年度予算額より15億 1,700万円減の 201億で、伸長率がマイナス7%ということですが、まず歳入の部で、一般会計款別比較表を見ますと、国庫支出金が約13億 4,600万円で、前年度より2億 4,700万円の減で、伸長率がマイナス15.6%、県支出金が約12億 2,900万円、17年度より約 7,300万円の減でマイナス 5.6%、それに市税が約64億 6,500万円、約 9,100万円の減というまことに厳しい歳入減少は、日本経済の景気回復の兆しが見えてきたとしても、国の財政危機の背景による財政改革、いわゆる三位一体の行財政改革のあらわれである歳入減少であろうかと思えます。

一方、歳出の部においては、平成17年度予算は、合併協議会の上で市民サービスは低下させないという基本方針の旧4ヵ町村の持ち寄り予算でありましたが、平成18年度予算は八木市長のもとに、新生愛西市の本格的予算案で、歳入減少の中、市民も痛みを分かち合うことを求められる予算計上であろうかと思えます。

そういった中、平成18年度の主要施策として、にぎわいと活力あふれるまちづくりということで、勝幡駅周辺整備物件調査費、並びに永和駅周辺現況調査費、合わせて2,940万円の計上。また、都市計画街路新設改良工事費に2億8,200万円、それに安全・安心して生活できるまちづくりのために、災害時に市民への情報提供のため未整備地区に防災行政無線の整備、また少子化対策の子育て支援のため、八開児童クラブ施設の建設、さらには小・中学校の建物耐震補強工事とアスベスト除去工事の費用等々、予算計上は、にぎわいと活力を求め、機能的で合理的な都市計画づくり、安全・安心のため、歳入減少の厳しい財政の中、積極的な予算計上であると評価いたします。

いま一つ、私が12月議会の一般質問の中で提案いたしました地域消防団の再編についての協議の場、消防研究会設立に取り組みられたことも、今後消防団活動の機能的な活動方針を構築していくために評価をいたします。

最後に、蛍育成環境整備工事ではありますが、本会議の議案質疑の中で、また総務委員会においていろいろ議論が重ねられました。しかし、私は生活環境の中で、今日、大気汚染を初めとして自然破壊につながる工場排水、家庭排水等々、さまざまな汚染環境の中、その浄化を求めて公共下水道の推進事業の予算計上もありますが、一方、自生蛍が飛び交う自然再生による快適で美しい生活環境の整ったまちづくりのため、これが一筋の光明として、そしてそれを拡大していくことにより、自然環境保全の育成のため、その成功を祈念いたしまして、平成18年度一般会計予算案に賛成といたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

次に、17番・平野博翠議員、どうぞ。

○17番（平野博鏗君）

議案第34号：平成18年度愛西市一般会計予算について、賛成討論をいたします。

新市に合併し、1年がたった今、国・地方を通じて極めて厳しい財政状況にある中、より一層簡素で効率的な財政運営が求められている中、公共建物の耐震補強工事、アスベスト除去工事など、少子・高齢化社会に対応し、健康・福祉・環境などの行政に努められ、前年度予算より10億円も諸経費の節約が実行されています。合併協議会によるものの一つに、触れ合いゾーンの環境保存をするアカハス保存田も現状維持で引き継がれていて、新しい都市づくりに夢をかけて取り組まれています。

限られた財源の中で新年度予算は的確であり、平成18年度一般会計予算を賛成いたします。

○議長（横井滋一君）

次に、3番・翠川三津子議員、どうぞ。

○3番（鏗川三津子君）

賛成の立場で討論いたします。

まず最初に、本予算審議に際し、感じた課題を数点述べさせていただきます。

質疑で市町村振興協会の問題を取り上げましたが、愛西市もほかにたくさんの団体に加盟していると思います。その団体の役割や運営状況について、市として正確な情報を持つ必要があ

ると感じました。また、今後推進される民の活用についても同様のことが言え、丸投げとならないよう行政がどのような評価体制をつくっていくのか、課題であるとも感じました。

特に社会福祉協議会への業務委託や指定管理者委託も急増し、現状で十分な住民サービスを提供できるだろうか、また再委託となればますます行政から状況が見えなくなるのではないかと、市としての体制づくりの緊急性を大変感じています。

しかし一方、アスベスト、耐震対策、子育て支援センター建設、また合併特例債利用に慎重であること、そして総合計画策定の中間結果も取り入れながら、各部署、方向転換もされていくことを評価し、賛成といたします。

○議長（横井滋一君）

次に、49番・石崎たか子議員、どうぞ。

○49番（石崎たか子君）

平成18年度愛西市一般会計予算に対する賛成討論をいたします。

先ほど何名かの方が申し述べられましたので、本市では八木市長が御就任2年目を迎えます。民間手法を取り入れようと、株式会社愛西市役所、また職員意識改革を柱に、行政サービスの向上を図られている市長に対し、まずもって心より感謝申し上げる次第でございます。

歳入歳出に対しては、先ほど皆さんが述べられました、特に蛍の育成環境整備は、先ほど総務委員長さんが述べられたとおりでございますが、これは旧佐屋が合併に申し送ったということで、かえって市長さんに御迷惑をおかけしました。子供たちに夢を与えることは、ぜひ継承していただきたいと存じますが、今後、6月議会でお細部にわたり研さんされていかれますようお願いをいたします。

総合計画男女共同参画プランの各策定に向けては、机上論にならないよう、地についた住民が望むものであってほしいと願います。そして、一日も早く安定した愛西市になるよう望んでいる次第でございます。

そのほか、細部にわたりきめ細かく予算が立てられますことは、八木市長や職員方の住民に対する心遣い、また住民のニーズにこたえようとされる心意気と感じております。どうか、市長の指針に基づいたよりよい行政を今後も推進されますことを願い、平成18年度一般会計予算に対する賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第35号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第34・議案第35号：平成18年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第36号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第35・議案第36号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

平成18年度愛西市国民健康保険特別会計予算についての賛成討論を行います。

質疑の中で明らかになりましたように、13年6月から17年6月までの4年間で、滞納世帯が1,147世帯から2,054世帯と、1.79倍に伸びています。また、短期保険証発行も58件から170件と、2.93倍にふえています。このような状態は、本当に市民の暮らしの苦しさが強くあらわれていると思います。

今年度は保険料の引き上げはないとのことですが、小泉内閣が行った負担増により、年金180万円のひとり暮らしの愛西市民の場合で3万2,680円の国民健康保険税の負担増とな

る試算も出ています。特に高齢者の場合、保険税率が上がらなくても保険税は上がってしまうのが現実であります。そして、今その上に、国会に提出されています医療改革法案が実施に移されていきますと、窓口の負担も大幅に引き上がります。

私は、国民健康保険税の所得の急減、あるいは低所得者に対する減免制度の充実、窓口の一部負担金の減免基準の明確化などが今強く求められていると思います。そのことを強く求めまして、本年度の会計は税率引き下げをしないという1点で賛成といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第37号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第36・議案第37号：平成18年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第38号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第37・議案第38号：平成18年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題と

し、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

#### ○46番（宮本和子君）

議案第38号：介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

介護保険法改悪による制度改正の介護保険特別会計予算となっております。改正で、特に介護保険料と利用料の大幅な値上げは、低所得者にとって過酷な負担となります。多くの高齢者が、介護に必要性ではなく、幾ら払えるのかによって受けるサービス内容を決めなければならない状況になっています。実際にサービスを利用している人でも、家族介護に大きく支えられているのが現状です。在宅介護でも、施設介護でも、政府が当初掲げた介護を社会が支える制度という看板は完全にはげ落ちています。サービスの切り捨てと負担の国民転嫁で国の負担を削減するのが目的です。唯一の保険者である愛西市の役割が非常に大きく、市民の老後をどう守るのが問われております。改悪による市民への被害をどう食い止めるのか、自治体の実施運用レベルで取り組めることもあります。今やらなければならないのは、この介護保険制度を住民に周知徹底させ、この制度を市民の立場で改善し、市独自の施策で取り組む必要があります。市民が安心して老後を暮らせる愛西市にぜひしていただきたいと要望いたしまして、議案第38号の反対討論といたします。

#### ○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第39号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第38・議案第39号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・議案第40号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第39・議案第40号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

公共下水道事業につきましては、住民の要望にこたえて事業は進められておりますが、事業のあり方として、これまで合併浄化槽とかコミュニティプラントとか、そういう事業を積極的に取り入れて早く整備する、事業費を抑えていくということを主張してまいりました。現在の大型事業のみの公共下水道事業のあり方については反対をいたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに反対討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~


◎日程第40・議案第41号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第40・議案第41号：平成18年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

議案第41号：平成18年度の水道事業会計予算について討論を行います。

この18年度の水道事業会計につきましては、水道料金の値上げはありませんでした。一般会計からの補助金の繰り入れによって水道の現在の料金を維持する、住民サービスを維持する努力がされております。

水道事業につきましては、一般質問、また委員会の質疑の中でも出てまいりましたが、一つは市民の財産であります地下水の利用を積極的に図っていただく。そのことによって値下げの条件もできてくると思います。

さらに、料金の統一の問題につきましては、県下1位の海部南部水道事業の料金と、それから県下46位の佐織の水道事業の料金を一本化することは大変難しいことでもあります。ですから、本当に慎重に検討していただく。必要によっては、合併の方針の見直しもしていただくことも求めまして、賛成の討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで暫時休憩といたします。

13時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・諮問第1号（採決）

○議長（横井滋一君）

日程第41・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

この件につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・請願第1号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第42・請願第1号：出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、18番・八木 一議員、どうぞ。

○18番（八木 一君）

それでは、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書に対する賛成討論を申し上げます。

消費者信用市場においては市場原理が働かず、貸金業者に言われるがままの金利の支払いを余儀なくされます。出資法の上限金利がもし引き上げられれば、各社とも現行の金利を引き上げることは目に見えており、利用者はより一層の高金利を負担することになる。その返済のため、借入先を増加せざるを得ず、多重債務者が激増するのは火を見るより明らかであります。

多重債務者が激増することによって、まず税金等の滞納、社会保険料等の未納から始まり、家庭の崩壊や自殺、犯罪など、社会や国家に影響を及ぼす重大な事態の増加が危惧されるという悪循環に陥ることになります。ですから、上限金利を引き下げ、貸金業者の利ざやを小さくすれば、債務者の負担感も減り、高リスクの借りに貸し付けなくなって多重債務者も減ると

いう好循環になるわけでありまして。よって、この請願書には賛成をいたします。以上であります。

○議長（横井滋一君）

次に、25番・中島義雄議員、どうぞ。

○25番（中島義雄君）

請願第1号、出資法の関係で賛成討論をいたします。

自殺や自己破産の増加など深刻な社会問題の背景になっている消費者金融、サラ金、クレジットなどの規制を求める論議が広がっています。最高裁は、消費者の保護を重視する判決を相次いで下し、金融庁もこれを受け、6月までに結論を得たいとしています。

消費者金融の高過ぎる金利の被害を根絶するために、暴利を規制する制度を早急に実現する必要があります。普通預金の金利はほとんどゼロ%という異常な超低金利の中、消費者金融はわずか1から2%の金利で大銀行から調達した金を25から29.2%の高金利で貸し付けます。まさに暴利としか言いようがないではありませんか。銀行や保険会社が持つ国民の貯蓄が消費者金融会社に回り、結局国民の貧困と格差を広げています。

消費者金融の被害者救済に取り組む消費者団体は、少なくともグレーゾーンをなくすこと、さらに上限金利を適正な水準に引き下げること、被害を根絶すべく強く要求します。

日本共産党も政府にも要望いたしました。消費者金融業界は、異常な高金利を支える高金利の既得権益を守ろうと激しく抵抗しています。出資法上限の金利引き上げ、グレーゾーン金利の適正条件緩和、果ては金利規制を廃止し、市場メカニズムにゆだねると、その主張には切りがありません。

高金利被害は、国民のだれもが落ち込んでも不思議でない日本社会に開いた落とし穴ではないでしょうか。それをふさぐ改革は待ったなしです。

以上申し上げまして、出資法の上限金利の引き下げ等の改正を求める請願に賛成の討論いたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、請願第1号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第43・陳情第2号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第43・陳情第2号：医師・看護職員確保対策の充実についての陳情についてを議

題とし、討論を行います。

まず、通告に従い、賛成討論の発言を許します。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

#### ○46番（宮本和子君）

陳情第2号：医師・看護職員確保対策の充実についての陳情の賛成討論を行います。

高齢化を迎え、医療・介護・福祉の充実は、国民共通の切実な願いです。社会保障制度を充実するためには、必要性はますます高くなっています。

今、医療現場は恒常的に医師・看護職員の確保が大変難しくなっており、専門的な知識や技術が必要なときだけに、学校を出ればすぐに仕事ができるという職種でもなく、医師・看護師不足に拍車をかけています。医療・介護・福祉の重要な職種の人員不足は、あつてはならない医療事故が特に最近ふえ、人命を扱う職種ゆえ、深刻な状況は社会問題となっています。愛西市議会として、医師・看護職員確保対策の充実についての陳情をぜひ採択し、意見書を国に提出していただくよう要望しまして、賛成討論といたします。

#### ○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第2号を採決いたします。

陳情第2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数です。よって、陳情第2号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・陳情第3号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第44・陳情第3号：精神障害者の医療費助成制度の改善と、愛知県に「精神障害者の医療費助成を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

私は、陳情第3号：精神障害者の医療費助成制度の改善と、愛知県に「精神障害者の医療費助成を求める意見書」の採択を求める陳情について、賛成の立場で討論を行います。

愛西市は、合併により精神障害者の通院医療費の自己負担に対し、2分の1の助成と1級、

2級、3級の方には一般疾病についても助成の対象になり、対象者の方から喜ばれております。18年度も、国の改悪にもかかわらず2分の1の助成は行っていくということでは一定の評価をいたしますが、現行では1から3級以外の方の負担増に対しての助成の拡充は行われず、一般疾病についても助成の対象になっておりません。今回の障害者自立支援制度では、負担が倍増いたします。精神障害者への助成制度は市町村単独で実施しておりますが、愛知県に対しても助成を求め、市の負担の軽減を図るべきと考え、この陳情第3号に賛成いたします。議員の方々の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第3号を採決いたします。

陳情第3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第3号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第45・陳情第4号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第45・陳情第4号：国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書の採択を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

それでは、陳情第4号：国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書の採択を求める陳情についての賛成の討論を行います。

国会に提出されました医療改革法案は、陳情書が述べていますように、06年10月からは高齢者の負担を現在の原則1割から、70歳から74歳までは2割へ、現役並み所得者、これは夫婦世帯で年収520万以上であります。こういう方は3割へと引き上げる。そして、長期入院の高齢患者に食費と居住費の負担を新たに求める。食費が2万4,000円から4万2,000円、居住費が1万円となっています。そうしますと、負担は約3万円ふえます。そして、さらに高額医療費の自己負担限度額を引き上げる。これは現在7万2,300円プラス医療費の1%でありますから、それが8万1,000円プラス1%というふうに変更が行われます。

その上に、08年4月からは75歳以上のすべての人が新しい高齢者医療制度に組み込まれ、平均で年間6万円の保険料が年金天引きで徴収されます。さらに、この年金天引きは65歳以上の国民健康保険の加入者にも適用されるということでもあります。

そして、政府・与党の医療制度改革大綱では、現在の保険証一枚でかけられる医療を切り縮めて、保険のきかない全額患者負担の医療を大幅に拡大して、高い医療費を払えない人は満足な医療も受けられないという方向に日本の医療を大きく変質させようとしていることでもあります。これは、日本の大企業・財界と、新たなもうけ口をねらっていますアメリカの保険会社や医療業界の強い要求だと言われています。

命と健康を守る医療の分野まで、営利優先、弱肉強食を持ち込んで、国民皆保険制度、公的医療制度を土台から破壊・解体するもので、到底認めることはできません。このような暴挙は許すことができないと思います。

さらに、自治体に対しても、都道府県ごとの医療費抑制目標の設定を義務づけて、抑制不十分とみなせばペナルティーを科すとしています。

私は、今求められるのは、こうした方向ではなくて、窓口負担の引き上げをやめ、引き下げる。保険診療が可能な医療を縮めるのではなくて充実をさせる。削減されてきました国庫負担をもとに戻すことこそが必要だというふうに思います。よって、政府に医療改革関連法案に反対する意見書の提出を求める本陳情は、大変時宜にかなったものでありますので、大賛成であります。

以上、賛成討論といたします。

#### ○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第4号を採決いたします。

陳情第4号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第4号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第46・選挙第1号

○議長（横井滋一君）

日程第46・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指

名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区環境事務組合議会議員に石崎たか子議員と加藤敏彦議員を指名したいと思っております。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました石崎たか子議員と加藤敏彦議員を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、石崎たか子議員と加藤敏彦議員が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました石崎たか子議員と加藤敏彦議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここでお諮りいたします。本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました請願に関する意見書案が残されております。

日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただき、御協議をいただきたいと思っておりますので、暫時休憩といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは暫時休憩といたします。

午後 1 時 45 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして再開いたします。

ただいま休憩中に意見書案第1号：出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を、議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

休憩中に意見書案が1件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第1号を追加日程として、本日御審議願うことと決定を

いたしました。以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎追加日程第1・意見書案第1号（提案説明・質疑）

#### ○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第1・意見書案第1号：出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

57番・金森懿市議員。

#### ○57番（金森懿市君）

読み上げて提案にかえますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

意見書案第1号：出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者 金森懿市、賛成者は総務委員会全員が賛成でございましたけれども、代表して八木一、平野博翠、鬼頭勝治、大河内通彦、以上で代表提案とさせていただきます。

読み上げます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）。

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として高水準にある。

消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている現状がある。

また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人に上り、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因となっているケースも多く、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」が上げられる。

現在、出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律（以下「出資法」という）上の上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）及び出資法の一部改正法）制度の際、同法施行後3年をめどに見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされている。

現在、我が国の公定歩合は0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。



金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れない。年収が200万円、100万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情である。突発的な資金需要、病気・けが等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借り入れをすれば、だれでも家計が圧迫され、返済困難に陥るのは目に見えている。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中であえぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法第43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払いと「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸し付けを助長し、多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相入れないものと言える。

したがって、貸金業規制法43条は、もはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また厳格に要件を守らず違反行為が横行し、悪質取り立ての温床になっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく、日賦貸金業者に認められている年54.75%という特例金利も直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値をなくしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、愛西市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請する。

記、第1. 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき、(1) 現行法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。(2) 現行法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

第2. 「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき、(1) 現行法43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日、愛知県愛西市議会、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣、以上であります。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、意見書案第1号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・委員会付託の省略について

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第2・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました意見書案第1号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・意見書案第1号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第3・意見書案第1号：出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。大変ありがとうございました。

今期最後の定例議会を終了するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年4月、記念すべき合併でございましたが、その開庁式に始まりまして、6日には臨時議会が開催され、臨時議題等がされまして、私、図らずも議長職を仰せつかりました。それからあつという間の1年でございました。

この1年を振り返ってみますと、5月には市長選挙におきまして八木市長さんの誕生、また大好評でございました愛知万博も、私ども4カ国のフレンドシップ事業を行いました。また、9月には記念すべき新市誕生の記念式典、また各大会、行事等、皆さんとともに参加いたしました。何にいたしましても、私にとりましては新しい経験、体験のことが多くございました。皆様方にもいろいろと御迷惑があったと存じますけれども、皆様方の全面的な御支援をいただき今日を迎えることができまして、高い壇上からでございますけれども、厚く厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、昨年12月議会におきましては、新市における重要課題でございます総合計画、行財政改革等の取り組みがなされ、本議会におきましては新年度の18年度の予算も可決したわけでございます。合併協議の中に、いわゆる合併当初の予算と新年度の予算、2会計は経験のある現議員でという思いの一つで在任特例も成り立ちました。それも、あと1ヵ月で終わろうとしております。また、この後全員協議会が開かれますけれども、その席で臨時議会の話もありますけれども、その臨時議会と、それが終わりますと、いよいよ市議会選挙へと突入いたします。この中にも、多くの皆様方が立候補されるわけでありましてけれども、ぜひとも御当選を果たしていただきたいと思っております。

また、5月からは30人の定数になります。その30人の方々と、八木市長さんを初め執行部の方々と、新しいまちづくりに、合併してよかったというまちづくりのために、ともに切磋琢磨していただき、市民、住民の方々の負託にこたえられますよう熱望するものでございます。

最後になりましたけれども、重ねて厚く御礼申し上げますとともに、皆様方、この5月からはそれぞれの立場から御活躍いただきますことを念願し、また愛西市の限りなき発展を心より祈念いたしまして、簡単でございますけれども、御礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

それでは、閉会を宣する前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（八木忠男君）

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

ただいま議長さんから、この1年間のいろんなお話をさせていただきました。まさに私どもも思いは同じでありまして、スタートした平成17年度を間もなく無事終えるところに来たわけで

あります。これも、議会議員の皆様方、あるいは市民の皆さんの御支援・御協力のたまもの
あります。大過なく過ぎることを厚くお礼を申し上げます。

本定例会も、新年度の一般会計予算など、本当に多くの案件をお願いいたしました。その中
でも、いろいろ御指摘をたくさんいただきました点につきましては、執行に当たりまして十二
分に留意をして、執行に当たってまいる所存であります。

きのう、まちづくり市民会議、31名の皆さんに立ち上げをお願いしたところでございます。2
8日には総合計画審議会、あるいは行政改革推進委員会もお願いをして立ち上げていただく手だ
てといたしております。新しい18年度も、17年度同様、まだまだ市民の皆さんの一本化事業、
行事など、一つにできないことはたくさんあるわけございまして、そうした内容につきまし
ても、市民の皆さん、議会の皆さんの御協力やら御理解をいただいて進めなくてはいけないわ
けであります。当然この合併による痛みも中にはあるわけですが、お互いそうしたことを
理解して進めたく思っております。

先ほどもお話がありましたが、議員の皆さん方におかれましては、それぞれの決断の中で、
新しい方向を見出されるわけであります。私ども、今までの皆さん方の御支援に心からお礼を
申し上げますと同時に、まだまだ暖かくなったとはいえ、寒暖の差が厳しい日もあるようであ
ります。健康に御留意をいただいて、それぞれのお立場で御活躍いただき、そして市政にも一
層の御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。
どうもありがとうございました。

○議長（横井滋一君）

それでは、これにて平成18年3月愛西市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでご
ざいました。

午後2時20分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会
議長

横井 滋一

会議録署名議員
第11番議員

田島 長生

会議録署名議員
第12番議員

青山 治重

